

「同一労働同一賃金」対応セミナーのご案内

企業・社労士
必見！

セミナーのコンセプト

働き方改革関連法が成立して、1年が経過し、いよいよ4月1日より順次施行されていきます。この働き方改革関連法の大きな柱の一つである「同一労働同一賃金」についても、大企業では4月1日より施行となります。中小企業の企業でも、1年後にはルールが適用されることになっており、今から早速対応していくことが求められています。

しかしながら、そもそも同一労働同一賃金とは何か、具体的に何をすればよいのか、どのように対応すればよいのか、ということがわからないという経営者、人事担当の方も多いのではないのでしょうか？

そこで、本セミナーでは、施行が目前に迫った同一労働同一賃金について、企業の賃金制度を設計する社労士と労働問題に精通する弁護士とが制度の内容、裁判例、ガイドラインを踏まえた具体的な検討ポイントと対応方法を解説いたします。経営者、担当者、社労士の皆様は奮ってご参加ください。

セミナーの概要

第1部

社労士が解説！実務に与える同一労働同一賃金の影響

- 総論：均衡待遇・均等待遇とは？
- 各論：それぞれの「待遇」の注意点
- 派遣労働者への具体的対応は？

第2部

弁護士が明かす！同一労働同一賃金への対応方法

- 同一労働同一賃金の対象となる労働者とは？
- 同一労働同一賃金をめぐる裁判例の解説
- まだ間に合う！同一労働同一賃金への対応方法（検討のポイント）

第1部講師

社労士 城 敏徳

特定社会保険労務士



みらい社会保険労務士法人 代表

【セミナー実績】
労務管理、助成金、社会保障等、多数の講演実績を持つ。

【みらい社会保険労務士法人】
社労士13名、従業員数55名を有する西日本最大規模の社労士事務所。昨年、神戸に事務所開設

第2部講師

弁護士 西村 裕一



デライト法律事務所 パートナー弁護士

【専門分野】
企業分野：労働問題
【著書】働き方改革実現の労務管理（中央経済社）など。
【デライト法律事務所】
多くの専門弁護士が所属する福岡最大規模の法律事務所。労務問題では、就業規則の診断、ユニオン対応、メンタルヘルス問題対策、ハラスメント対策、問題社員への対応等を行っている。

◆対象となる方：次のいずれかに該当する企業・社労士の方はご参加ください！

- 正社員以外にパートや契約社員を採用している
- 基本給以外に職務手当を支払っている
- 仕事の割り振りについて明確なルールがない
- 同一労働同一賃金への対応を検討中
- 従業員とのトラブルを未然に防止したい
- 社労士として企業をサポートしている

◆日時 令和2年3月17日（火）14:00～17:00（開場13:30）

◆会場 デライト法律事務所内 セミナールーム 福岡市博多区博多駅前2-1-1 福岡朝日ビル7階

◆参加料 3000円（税込み） **顧問先企業様は無料** ◆定員：24名（先着順となります。）

【主催】弁護士法人デライト法律事務所／みらい社会保険労務士法人

【協賛】株式会社 Do it プランニング

セミナー会場ご案内 & FAXお申込書

デライト法律事務所内 セミナールーム
福岡市博多区博多駅前2-1-1福岡朝日ビル7階

※地下1階の会議室ではなく、当事務所(福岡朝日ビル7階)内のセミナールームが会場となります。



- アクセス
- ①JRご利用の場合: JR博多駅 博多口 徒歩約2分
 - ②地下鉄ご利用の場合: 地下鉄博多駅 博多口 徒歩約2分(当ビル地下に直通しています)
 - ③お車ご利用の場合: ビル裏側1階に時間貸し駐車場があります
(ただし、13台しか駐車できませんので、満車の場合は、近隣の駐車場をご利用下さい)

みらい社会保険労務士法人のご紹介

私共は、経営者の皆様の身近なパートナーとして、コンサルティング、事務手続代行のフルサポート、職場の活性化、生産性の向上、企業実績の躍進のお手伝いを致します。
介護事業所様向け開業支援に注力し、多数のセミナーを開催しております。また、当事務所では、助成金をはじめとする公的支援策を利用できるか診断し、ご報告させて頂くための助成金無料診断も実施しております。
詳細につきましては、ホームページをご覧ください。

【みらい社労士法人ホームページ】<http://www.jo-roumu.com/>



弁護士法人 デライト法律事務所のご紹介

当事務所は、福岡最大級の規模※を誇る法律事務所です。特に、労働問題については会社側(使用者側)に注力しており、顧問先企業以外の会社や社会保険労務士からも、多数の相談を受け、また、積極的にセミナーを開催しております。
労働問題に関する当事務所の実績、方針等の詳細については下記のホームページをご参照ください。

福岡の弁護士による労働相談
【労働 デイライト】でご検索ください
URL: www.fukuoka-roumu.jp



※弁護士数19名(2020年1月1日現在)

3月17日お申し込みご記入欄

※申込み用紙のお客様情報は、セミナーご案内等、営業活動やアンケート等に使用することがあります。会場の都合上、お申込み人数を制限させていただく場合がございます。

事業所名		E - m a i l	@
所在地		T E L	()
		F A X	()
参加者名	ふりがな		役職名

WEBでのお申し込みはこちらから⇒



デライト法律事務所 セミナー

検索